

令和8年第1回

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

令和8年2月17日 開会

同 日 閉会

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会

神戸市 センタープラザ6階 特大会議室

## 目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
議事日程	3
会議に付した事件	4
開会宣言（午後2時00分）	5
広域連合長挨拶	5
諸報告	7
議事日程	
第1 会議録署名議員の指名	7
第2 会期の決定	7
第3 同意第1号 兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件	8
第4 議案第1号 令和8年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	9
第5 議案第2号 令和8年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計予算	11
第6 議案第3号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例制定の件	12
第7 議案第4号 兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一 部を改正する条例制定の件	25
第8 議案第5号 兵庫県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報 酬並びに費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の 件	25
第9 請願第1号 後期高齢者医療保険制度を、被保険者が利用持続可能な制度と するための請願	26
第10 一般質問	32
第11 議会運営委員会委員の選任	39
第12 副議長の辞職	40
第13 副議長の選挙	40
第14 議長の辞職	41
第15 議長の選挙	42
第16 同意第2号 兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件	43
広域連合長の閉会挨拶	44
閉会宣言（午後3時47分）	45
会議録署名	46

# 令和8年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和8年2月17日（火曜日） 午後2時開議

---

## 出席議員（35名）

1番 今西正男	2番 岡本裕
3番 吹野順次	4番 永野潔
5番 岩崎敏雄	7番 御手洗裕己
8番 榘村義則	10番 土生田哉
12番 溝田康人	13番 藤原良規
14番 富川晃太郎	15番 初田稔
16番 永井幹雄	17番 松木茂弘
18番 藤原博之	20番 井上利八
21番 堀井宏之	22番 谷垣満
23番 細見正敏	24番 吉田良子
25番 藤岡勇	26番 富永奈緒美
27番 富田健次	28番 藤尾潔
29番 山本実	30番 森昌弘
32番 藤田浩之	33番 平野祐次
34番 津田義和	36番 前田義人
37番 榮藤雅雄	38番 山本高士
39番 江見秀樹	40番 穴田康成
41番 西村徹	

---

## 欠席議員（5名）

6番 浜辺学	9番 玉田直人
11番 岡田康裕	31番 藤原正和
35番 近藤博之	

---

---

説明のため出席した者

広域連合長 酒井隆明  
副広域連合長 丸谷聡子  
副広域連合長 岡本信司  
事務局長 山根拓生  
情報システム課長 樋口正謙  
資格保険料課長 高武信司  
給付課長 有原伸欣  
総務課課長補佐 永瀬文雄  
保険料係長 大井茂  
資格係長 中塚春美  
給付第1係長 山際正剛  
給付第2係長 山本義人

---

職務のため出席した者

書記 岸本徹  
同 辻久和

---

---

## 議事日程

(諸報告)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 同意第 1 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件
- 第 4 議案第 1 号 令和 8 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第 5 議案第 2 号 令和 8 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第 3 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 7 議案第 4 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 議案第 5 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 請願第 1 号 後期高齢者医療保険制度を、被保険者が利用持続可能な制度とするための請願
- 第 10 一般質問
- 第 11 議会運営委員会委員の選任
- 第 12 副議長の辞職
- 第 13 副議長の選挙
- 第 14 議長の辞職
- 第 15 議長の選挙
- 第 16 同意第 2 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件

---

会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○議長（溝田 康人） ただいまから、令和8年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、6番、洲本市・浜辺議員、9番、相生市・玉田議員、11番、加古川市・岡田議員、31番、多可町・藤原議員、35番、福崎町・近藤議員から欠席する旨の届けがござっております。

開議に先立ち、酒井広域連合長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

酒井広域連合長。

（酒井広域連合長 登壇）

○広域連合長（酒井 隆明） 皆さん、こんにちは。

本日は、令和8年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、お忙しい中、また寒い中お集まりいただきまして大変ありがとうございます。それぞれ議員として、また市町の要職において御活躍をいただいておりますことに、心からの敬意と感謝を申し上げます。

現在、それぞれの市町では、施政方針及び予算の策定、そして議会での審議が進められている大変重要な時期だと思います。

また、どの市町でも、より魅力のあるまち、少しでも住みよいまちをつくるという大きな目的のもと、様々な取り組みを進めておられることと思いますが、地域の医療や病院等のあり方が大きな課題となっているところも多くあるのではないかと見受けております。子供たちの医療や救急医療に加えて、高齢者の医療を確保するということが大切であり、その意味でも、当広域連合の役割は大変大きいものと考えております。

さて、令和8年度は2年に一度の保険料率改定の年となります。

今回の保険料率改定では、子ども・子育て支援金制度の施行に伴う子ども分

の保険料率の算定、診療報酬の増額改定、後期高齢者負担率の引上げ等により、大幅な増額改定となる見通しでございます。

このような中において、少しでも被保険者の皆様が安心できる対応をしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にはよろしくお願い申し上げます。

本日は、副広域連合長の選任、令和8年度当初予算、条例の改正、監査委員の選任といった重要な案件を御審議いただくことになっております。

どうか慎重な御審議、適切な御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

(酒井広域連合長 降壇)

○議長（溝田 康人） 次に、前回の令和7年第2回議会定例会において、副広域連合長に就任されました、丸谷副広域連合長より、副広域連合長就任の御挨拶があります。

(丸谷副広域連合長 登壇)

○副広域連合長（丸谷 聡子） 皆様、こんにちは。

明石市長の丸谷聡子でございます。

私は、前回の令和7年第2回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、皆様方の御同意をいただき、副広域連合長に就任させていただきました。

その際、公務でこちらに来させていただくことができませんでしたので、この場をお借りして挨拶を申し上げます。

実は私、40年ほど前にこのビルの17階、18階にある国保連合会で仕事をしており、当時は、老人保健が導入された頃でございました。久しぶりにこのセンタープラザに来て、懐かしさを思い起こしているところでございます。この間、高齢者医療は様々な変遷を遂げて、現在のこのような後期高齢の仕組みができたわけでございます。

このたび、このような大役をいただきましたので、広域連合長を補佐し、後

期高齢者医療制度の円滑な実施に努めてまいる所存でございます。

皆様方におかれましては、御指導・御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(丸谷副広域連合長 降壇)

○議長（溝田 康人） これより、本日の会議を開きます。

(開 議)

○議長（溝田 康人） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

最初に、諸報告を申し上げます。

お手元に配付のとおり、監査委員から監査報告第3号から第7号による報告がありました。

次に、欠員となっておりました、議会運営委員会委員に「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例」第3条ただし書の規定に基づき、議長において、1番、神戸市・今西議員を指名いたしましたから、御報告申し上げます。

最後に、議会運営委員会より、議会における情報セキュリティポリシーを制定した旨の報告がありました。

本件は、地方自治法の一部改正に伴い、サイバーセキュリティを確保するための方針について、執行機関ごとに定めるものとされたため、議会における方針を策定したものでございます。

以上で、諸報告を終わります。

次に、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、1番、神戸市・今西議員及び32番、稲美町・藤田議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(溝田 康人) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、同意第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

酒井広域連合長。

(酒井広域連合長 登壇)

○広域連合長(酒井 隆明) ただいま上程されました、同意第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件」について御説明を申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

本件は、現在欠員となっております副広域連合長に、岡本信司猪名川町長を選任いたしたく、「兵庫県後期高齢者医療広域連合規約」第12条第4項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

何とぞ御審議をいただきまして、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

(酒井広域連合長 降壇)

○議長(溝田 康人) 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

本件について、同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（溝田 康人） 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

また、ただいま副広域連合長に選任されました、岡本信司猪名川町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

岡本信司副広域連合長。

（岡本猪名川町長 登壇）

○副広域連合長（岡本 信司） 発言のお許しをいただき、ありがとうございます。

ただいま皆様方の御同意をいただき、副広域連合長に就任することになりました、猪名川町長の岡本でございます。広域連合長を補佐し、後期高齢者医療制度の円滑な実施に努めてまいり所存でございます。議員各位におかれましては、何とぞ御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

（岡本猪名川町長 降壇）

○議長（溝田 康人） 次に、日程第4、議案第1号「令和8年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、日程第5、議案第2号「令和8年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」、日程第6、議案第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山根事務局長。

（山根事務局長 登壇）

○事務局長（山根 拓生） ただいま上程されました、議案第1号から議案第3号までにつきまして、相互に関連しておりますので、一括して御説明申し

上げます。

提出議案の2ページをお開きください。

議案第1号「令和8年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について御説明申し上げます。

本予算は、一般会計予算総額を歳入歳出それぞれ23億7,448万5,000円とするものでございます。

3ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算のうち、歳入は、第1款分担金及び負担金から、第5款諸収入を、4ページに参りまして、歳出は、第1款議会費から第3款予備費をそれぞれ23億7,448万5,000円計上しております。

5ページをお開きください。

第2表債務負担行為では、コールセンター運營業務委託料など2件につきまして、それぞれ期間及び限度額を定めようとするものでございます。

それでは、別冊の令和8年度予算に関する説明書により、主なものを御説明申し上げます。

説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入予算でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金は、各市町からの共通経費分賦金、第2款国庫支出金、第1項国庫補助金は、特別調整交付金等でございます。

4ページをお開きください。

歳出予算でございます。第2款総務費、第1項総務管理費の主な内訳でございますが、第11節役務費は、会計関係手数料、電算処理システムクラウドサービス利用関係費、郵送代などの通信運搬費等でございます。第12節委託料は、国保連合会委託関係業務、システム関係委託費等でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、事務局職員の給与費負担金等でございます。

以上、議案第1号について、御説明申し上げました。

次に、議案第2号「令和8年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について御説明申し上げます。

提出議案の6ページをお開きください。

本予算は、特別会計の予算総額を歳入歳出それぞれ9,396億699万8,000円とするものでございます。

次に、一時借入金は、限度額を280億円とするものでございます。

また、歳出予算の流用は、同一款内において相互に流用できるよう定めるものでございます。

7ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算のうち、歳入は、第1款市町支出金から第9款諸収入を、8ページに参りまして、歳出は、第1款保険給付費から第7款予備費を、それぞれ9,396億699万8,000円を計上しております。

それでは、別冊の令和8年度予算に関する説明書により、主なものを御説明申し上げます。

説明書の9ページをお開きください。

まず、歳入予算でございます。第1款市町支出金は、各市町の保険料等負担金及び療養給付費負担金でございます。第2款国庫支出金は、療養給付費負担金等でございます。第4款支払基金交付金は、現役世代からの支援金でございます。

12ページをお開きください。

歳出予算でございます。第1款保険給付費は、後期高齢者医療にかかる療養諸費等で、被保険者数の増加により増額となっております。

13ページを御覧ください。

第3款支払基金拠出金は、子育てを全世代で支援するため、後期高齢者医療

制度が拠出する出産育児支援金及び令和8年度から施行される子ども子育て支援納付金等でございます。第4款保健事業費は、市町が実施する健康診査及び高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に要する経費でございます。

以上、議案第2号について、御説明申し上げます。

次に、議案第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について御説明申し上げます。

提出議案の9ページをお開きください。

本件は、令和8・9年度保険料の所得割率及び被保険者均等割額の制定、保険料の賦課限度額の変更のための規定の改正、低所得者に対する保険料の軽減措置における5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準等の改正、子ども・子育て支援金制度の導入に伴う改正を行うものでございます。

なお、第9条の2につきましては、「施行規則で定めるところにより」とする、条項番号のない改正となっております。これは、国において「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則」の公布が遅れていることによるものでございますので、本条例につきましては、法律施行規則の公布後に改めて条項番号を記載したものに改正する予定としております。

以上、議案第3号について、御説明申し上げます。

何とぞよろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(山根事務局長 降壇)

○議長（溝田 康人） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

議案第2号及び議案第3号に対する質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

24番、南あわじ市・吉田議員、自席で御発言願います。

○議員（吉田 良子） 吉田です。よろしくお願ひいたします。

通告に基づいて質疑させていただきます。

1番としては、医療費の増加についてであります。

先ほど、高齢者数の増加ということをおっしゃっていました。

説明資料では、診療報酬の改定による1人当たりの医療費給付の増加、また制度改正による影響が示されていますが、そのほかに要因があるのではないかと思います。この点についてお伺いいたします。

次に、診療報酬改定による医療給付費の増加について、その影響額をお伺いいたします。

そして、今回の条例改正では、均等割額の引き上げと所得割率の引き下げが提案されております。これまでの均等割額、所得割率の考え方を見ますと、均等割額は少し引き上げられてきた一方で、所得割率を引き下げるのは今回が初めてではないかと思います。その点についてお伺いします。

また、令和4・5年度にはこの均等割額、所得割率が引き下げられたと思いますが、その要因についても併せてお伺いいたします。

次に、出産育児一時金について、激変緩和措置が終了し保険料が全額負担となることですが、その影響についてお伺いいたします。

また、子ども・子育て支援金に関して、国の負担及び後期高齢者、国民健康保険、社会保険の加入者それぞれに負担を求めていると思います。

今回の条例改正になった背景として、国から後期高齢者に対し、一定の割合の負担を求める方針が示されているのかについてお伺いいたします。

さらに、現在の医療費の窓口負担は基本的に1割ですが、3割負担となっている方もおられます。その人数と、それに及ぼす医療費の影響についてお伺いいたします。

今回、大幅な保険料の引き上げでありますが、県には約55億円の財政安定化基金があります。この基金の活用について、県に要請を行ったのかお伺いいた

します。

次に、特別会計予算についてお伺いいたします。

13ページに記載の長寿健康増進事業等に関する費用の活用方法についてお伺いいたします。

最後に、特別調整交付金が減額となった要因についてお伺いいたします。

以上であります。

○議長（溝田 康人） 山根事務局長。

○事務局長（山根 拓生） 吉田議員の御質問につきまして、順次回答させていただきます。

まず、第1点目の医療費の増加の要因について、診療報酬の改定以外にも、その他の要因があるのではないかという御質問でございます。

その他の要因としましては、被保険者の高齢化や医療技術の高度化、高額な薬剤の普及等が主な原因になっていると考えてございます。

次に、診療報酬改定による医療給付費への影響でございますが、厚生労働省より事務連絡がございまして、令和8・9年度の保険料改定に当たりましては、診療報酬で+3.09%、薬価で-0.86%、材料価格で-0.01%、トータルで+2.22%の増加となっております。

なお、その影響額でございますが、これらの診療報酬につきましては、実施時期が若干ずれてございます。

具体的には、診療報酬及び材料価格改定の施行月が令和8年6月、薬価改定の施行月が令和8年4月でございますので、トータルといたしましては+1.98%の増加を見込んでございます。

各年度の総医療費への影響額は、令和8年度は約179億9,400万円、令和9年度は、約183億1,700万円の増加を見込んでございます。

次に、第2点目の保険料率の改定の件でございます。

保険料率につきましては、算定の仕組みが法令等で定められております。

具体的には、令和8・9年度の保険料率の改定に当たりましては、費用額の算定では、被保険者数や医療給付費を算定し、収入額の算定では、国・県・市町の各種の負担金、補助金や後期高齢者交付金等、法令や国からの通知等により示される各種の数値を用いて算定したものでございます。

均等割額の上昇、所得割率の低下の理由でございますが、計算式は、全体の保険給付費が伸びている中で、まず賦課総額を48:52の割合で均等割額、所得割額に案分することとなっております。

この48対52というのは、国の通知に基づいており、それぞれに割り振りますと、所得割額の総額及び均等割額の総額が出てまいります。

均等割額につきましては、その総額を被保険者の数で割った数字、また所得割額につきましては、その総額を被保険者の総所得で割った数字から導き出されているものでございます。

なお、今回につきましては、所得の伸びが前回より大きいということで、総所得額が大きいということになります。そのため、分母が大きくなり、割り戻すと率が下がるという、計算になってございます。

次に、令和4・5年度にそれぞれ均等割額及び所得割率が引き下げられている理由でございますが、御承知のとおり、当該年度の少し前から、コロナ禍がございまして、その影響により、医療給付費自体が大きく下がってございます。全体の医療給付費が歳出の90数%を占めてございますので、医療給付費が下がったことによりまして、保険料も下がったということでございます。

続きまして、第3点目の出産育児一時金の影響でございます。

出産育児一時金につきましては、令和6年4月から始まってございまして、令和6・7年度につきましては、激減緩和の観点から2分の1の負担となっておりますが、令和8・9年度の保険料改定から全額負担することとなっております。

ざいます。負担額につきましては、2年間分の保険料で、これまでの約11億5,000万円から、約23億2,000万円となってございますので、11億7,000万円の増加となっております。

続きまして、第4点目の子ども・子育て支援金について、国から方針の指示があったかという御質問でございます。

子ども・子育て支援金につきましては、令和6年6月12日に「子ども子育て支援法等の一部を改正する法律」が公布され、少子化対策の抜本的強化のために、少子化対策の受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして創設されたものであり、こども未来戦略に基づく給付費等の拡充に充てるためのものがございます。

当該支援金制度につきましては、後期高齢者医療制度を含む医療保険者が被保険者等から医療分の保険料とあわせて徴収することとなっております。

また、その財源は、原則として保険料のみで賄うこととされており、今回の保険料算定に組み込むこととなっております。

国において、こども未来戦略に関わる給付等の財源を計算したうえで、各保険者に割り振られます。後期高齢者医療であれば、47都道府県の後期高齢者の人数に応じて計算し、割り振っているものがございます。

続きまして、第5点目の窓口負担が3割負担となっております方々の人数と、その影響額、医療費についての御質問でございます。

窓口負担の3割負担につきましては、制度の発足当時の平成20年から導入されているものがございます。

人数につきましては、令和7年12月末現在で、6万8,813人でございます。

それから、その方々の令和8・9年度の保険料における総医療費の見込みでございますが、令和8年度は約673億円、令和9年度は約705億円を見込んでございます。

続きまして、第6点目の県の財政安定化基金の活用についての御質問でございます。

この財政安定化基金につきましては、各都道府県に設置されておるものでございまして、当分は特例として、保険料の増加抑制に充てることができるかとされております。

しかしながら、本来は、保険給付費が非常に増加した場合や収納率が著しく下回った場合に使うことを目的として創設されている基金でございまして、都道府県の所管になってございます。

今回の保険料改定に当たりまして、兵庫県との間で保険料率の上昇抑制のために財政安定化基金の交付について、要望・協議を行ってまいりました。

兵庫県からは、将来的な団塊の世代の高齢化に伴う医療給付費の大幅な増加に備える。また、これまでの保険料率改定時における1人当たりの保険料の伸びは、5%前後で推移しており、今回も給付費準備基金の活用で4%程の伸びに抑えられている。県としても、今後、団塊世代の医療費の上昇など、保険料負担が一定規模以上に増えるのであれば、基金拠出の検討の余地があると考えており、そのときの医療費の伸びの傾向等を踏まえた上で、基金の拠出について、毎回協議をさせていただくという御回答を得ております。

当広域連合といたしましても、次回の保険料率算定時において、必要に応じて財政安定化基金の活用について、兵庫県と協議をしてまいりたいと考えてございます。

続きまして、第7点目の保健事業の特別会計予算の関係でございまして。

まず、長寿・健康増進事業等に要する経費についてでございますが、これは予算に関する説明書13ページの第4款保健事業費、第1項健康保持増進事業費の中で長寿・健康増進事業等に要する経費として3億3,295万7,000円の予算を計上してございます。その内訳は、長寿・健康増進事業補助金として1億

9,199万円、保健事業推進補助金として1億4,096万円となっております。

その中で長寿・健康増進事業補助金の内訳ですが、はりきゅうマッサージ利用費の助成や各市町で行われる健康診査の推進、健康教育・健康相談等の費用に充てるものでございます。

また、保健事業推進補助金の内訳ですが、健診データの取り込み費用や高齢者の特性を踏まえた保健事業の実施の取組、具体的には高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を実施することの補助金、また歯科健診の実施や口腔機能に着目した取組に充てる費用になってございます。

これらにつきましては、各市町が実施するものでございますので、市町の円滑な事業実施が行われるように、財政支援を行っているものとなっております。

最後に、特別調整交付金の減額の件でございます。

予算に関する説明書の14ページの第6款諸支出金、第2項繰出金、第1目一般会計繰出金の説明欄に「特別調整交付金（令和7年度保険者インセンティブ）」と記載し、4,607万2,000円を計上してございます。

この特別調整交付金、保険者インセンティブ分とは、広域連合の各種取組状況に応じて国から交付されるもので、交付された翌年度の保健事業関係の財源としております。

なお、この保健事業関係費用の主なものとしたしましては、特別会計では市町に交付する健康診査補助金や保健事業推進補助金、一般会計では重複頻回受診者訪問指導、ジェネリック医薬品差額通知等の費用でございまして、保険者インセンティブ分の特別調整交付金を予算編成時に充当する優先順位を定めた上で、各種事業の財源として特別会計と一般会計に振り分けておるものでございます。

もともと国からの特別調整交付金を広域連合で受け入れる際には、全額を特

別会計で歳入し、事業の内容によりまして一般会計に割り振っておるものでございます。

以上、御説明を申し上げます。

○議長（溝田 康人） 再質問はございませんか。

24番、南あわじ市・吉田議員。

○議員（吉田 良子） 今回の改正では、保険料率の改定が主な点になると思われま。

先ほど均等割額と所得割率の考え方をご説明いただきましたが、その中で、国が48対52という割合の方針を示しており、それを踏まえて今回の均等割額及び所得割率が設定されたということでありました。保険料の負担については、均等割額を据え置き、所得に応じた負担を求めるために所得割率を引き上げていくことが本来の姿ではないかと思ひます。

そこで、国の示す方針から外れた場合、広域連合に対して何らかのペナルティが生じるのかお伺ひしたいと思ひます。

また、先ほど子ども・子育て支援金については、今回から全額負担になると説明がありました。これにより、1人当たりいくら保険料が引き上げられるのか。平均で構ひませんのでお伺ひしたいと思ひます。

さらに、今回、窓口負担割合が3割となっている方について質問をさせていただいたのは、最近、3割負担を全高齢者に求めていくべきだというような風潮もあるためです。この点についてどのように考えているのか、お伺ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議長（溝田 康人） 山根事務局長。

○事務局長（山根 拓生） 吉田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

保険料の算出の方法及び国の示す方針から外れた場合のペナルティについてでございますが、高齢者の医療の確保に関する法律や施行規則等で保険料の計算の仕組みは決まっております。それに基づき、当広域連合の医療給付費及び被保険者数の伸び、さらに52対48という割合を調整するため、各都道府県との所得水準の差を掛け合わせ、最終的な保険料額を算出するという仕組みになってございます。

兵庫広域におきましては、その所得水準の数値は、ほぼ1.00でございますので、結果として52対48という割合になってございます。

本制度の在り方につきましては、基本的に国の制度でございますので、国の制度設計に対し、当広域連合として良否を申し上げる立場にはないと考えてございます。

次に、子ども・子育て支援金に係る保険料についてでございますが、令和8年度の算出分を今回資料に載せさせていただいておりますが、1人当たりの平均保険料は、年額2,278円、月額に換算しますと約190円となっております。

また、3割負担につきましては、医療保険制度全体の大きな枠組みの中で、社会保険審議会の医療保険部会などで負担割合の在り方が議論もされていることを承知しております。

いずれにいたしましても、後期高齢者医療制度そのもののスキーム、また、それをどうしていくのかといったことは、大きな議論になってございますので、当広域連合といたしましても、国における今後の議論を注視してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（溝田 康人） 再質問はございますか。

○議員（吉田 良子） 最後の質問になります。

今回の改定では、均等割額が大きく引き上げられ、所得割率を引き下げる内

容となっております。その背景には、国の制度であるという御説明でしたが、広域連合として、これに対し意見を述べる、声を上げるという回答がなかったことは残念に感じております。私は、応能負担こそが本来の原則であると思っております。一度、高齢者の生活実態を確認いただいて、それが適当であるかという判断をぜひお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（溝田 康人） 山根事務局長。

○事務局長（山根 拓生） 均等割額及び所得割率につきましては、先ほど御説明させていただきましたとおり、均等割に相当する部分を引き上げ、所得割を引き下げているということではございません。両者とも同じ率が引き上がっております。

所得割率が下がっている理由につきましては、算出する際に用いる被保険者の総所得額の見込みが、令和8・9年度は上がると見込まれているためです。すなわち、分母となる総所得額が大きくなることにより、結果的に所得割率が下がっているもので、負担を均等割に寄せているということではございません。

以上です。

○議長（溝田 康人） 質疑は終わりました。

これより、討論に入ります。

議案第2号及び議案第3号に対する討論の通告がありますので、これを許可いたします。

24番、南あわじ市・吉田議員。

登壇の上、御発言願います。

（吉田議員 登壇）

○議員（吉田 良子） 議案第2号及び議案第3号について認められない点があり、反対の立場から討論を行います。

反対の主な理由は、保険料引き上げの改正とそれに伴う予算に反対するもの

であります。

止まらない物価高の影響などで生活が困窮している状況は、全国民に共通した問題であり、年金を主な収入とする高齢者も同じです。しかも、その年金が大きく減少しております。働こうとしても、生活にゆとりもたらずほどの収入は見込めません。預貯金は、これまで就労してきた社会への貢献の証であり、あくまでも個人の財産となっております。

現役世代より、医療・介護の必要性が高い高齢者が全員加入する後期高齢者医療制度では、窓口負担の増加により、医療の利用継続ができない状況等、様々な問題が生じています。

内閣府の高齢社会白書によれば、高齢者世帯の所得はその他の世帯の平均より低く、前回の調査との比較では、「家計にゆとりが全く心配なく暮らしている」と回答した割合は20.1%から14%へ減少し、「家計が苦しく、非常に心配している」との回答は5.1%から9.0%へと増加しております。既に医療・介護にかかる費用が家計を圧迫しています。

そうした中で、今回、保険料をどうするかは、重大な争点の一つとなっております。

高齢者にとって、これ以上保険料額を引き上げるのは限界となってきております。今回の保険料額引き上げの要因として、診療報酬の改定に加え、高齢者数の増加、医療技術の高度化及び高額な薬剤の普及と御説明いただきました。

医療技術の発展は喜ばしいものですが、その負担を高齢者に求めるべきではありません。安心して医療を受けられることこそが基本と考えております。

今回の改正は、後期高齢者医療制度発足から9回目の保険料率改定案です。後期高齢者負担率は制度発足当初10%でしたが、改正を重ねるごとに引き上げられ、今回は負担率が13.27%であり、保険料の引き上げ要因となっております。

説明では、現役世代と伸び率を合わせるとされていますが、現役世代にも重

く負担がのしかかっております。世代間の不安をあおるのではなく、健康保険法の改定で減少した国庫負担金を元に戻すことが重要であり、それを求めていくべきであると考えます。

また、均等割額及び所得割率の改正についてですが、令和4・5年度はコロナの影響で均等割額及び所得割率を引き下げっていますが、それ以外の年度では改正のたびに引き上げられています。

今回、全員が負担する均等割額は令和6・7年度に比べて5,630円の大幅な引き上げで、これまでになく大きな負担となり高齢者の家計を直撃するものがあります。

一方、負担能力に応じた所得割率が0.47%引き下げられるのは、これまでの改正では行われてきませんでした。

私は、応能負担が原則と考えております。

さらに、出産育児一時金の財源の一部を後期高齢者の保険料へ組み込む仕組みや、新たに子ども・子育て支援金の財源の負担を保険料に上乘せすることは、高齢者医療と趣旨が異なるものであります。

初年度の1人当たりの平均保険料額は2,278円と示されていますが、金額が少ないからいいというものではなく、また導入初期は負担を抑えるが、数年かけて本格実施され、支援金が増額される見通しがあるといった報道もあります。そうなれば、徐々に負担を感じることになりかねません。

少子化の中で子育て支援は必要なことですが、このような方法は国の責任を後退させるものです。税金の集め方、使い方を改め、社会保障の財源を確保すべきであります。

また、財源の確保は国の予算で実施すべきということを求めていくべきだと考えております。

以上の点から認められないことを申し上げ、反対討論とさせていただきますし

た。

(吉田議員 降壇)

○議長(溝田 康人) 討論は終わりました。

本件について、他に発言の通告はありませんので、これより順次お諮りいたします。

議案第1号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(溝田 康人) 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について、起立の方法をもって採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(溝田 康人) ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について、起立の方法をもって採決いたします。

本件を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(溝田 康人) ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第4号「兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件」、日程第8、議案第5号「兵庫県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山根事務局長。

(山根事務局長 登壇)

○事務局長（山根 拓生） ただいま上程されました、議案第4号及び議案第5号について、相互に関連しておりますので、一括して御説明申し上げます。

提出議案の24ページをお開きください。

議案第4号「兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について御説明申し上げます。

本件は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正等を踏まえ、広域連合事務局が所在している神戸市の旅費条例を準用する改正を行うものでございます。

以上、議案第4号について御説明申し上げます。

次に、議案第5号「兵庫県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について、ご説明申し上げます。

提出議案の37ページをお開きください。

本件は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正等を踏まえ、先ほど御説明させていただきました兵庫県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例を準用する改正及び専門的な知識・経験または識見を有する者等の報酬の改正を行うものでございます。

以上、議案第5号について御説明申し上げます。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(山根事務局長 降壇)

○議長（溝田 康人） 提案理由の説明が終わりました。

発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第4号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（溝田 康人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（溝田 康人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9「請願第1号」を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

24番、南あわじ市・吉田議員。

登壇の上、御発言願います。

(吉田議員 登壇)

○議員（吉田 良子） 「後期高齢者医療保険制度を、被保険者が利用持続可能な制度とするための請願書」について紹介させていただきます。

この請願書については、兵庫県社会保障推進協議会並びに全日本年金者組合兵庫県本部、兵庫県高齢期運動連絡会、兵庫県高齢者生活協同組合から請願されております。

請願趣旨の朗読をもって紹介させていただきます。

物価高騰や年金の目減りなど、高齢者の暮らしは一層困難に陥っています。

後期高齢者医療費窓口負担2割化実施後に取られていた負担軽減、配慮措置も2025年9月で終了いたしました。

一方、出産育児一時金などの費用負担が後期高齢者医療保険料に課せられています。高齢者は既に重過ぎる保険料負担に苦しんでおり、これ以上の負担増は耐えられるものではありません。

また、健康保険証を廃止し、マイナ保険証に一本化してから混乱が続いてい

ます。様々な方面から要望があり、後期高齢者医療加入者には2026年7月までマイナ保険証保有の有無にかかわらず、全員に資格確認書を交付すると方針が転換されました。

さらに、有効期限切れとなったこれまでの健康保険証についても、2026年3月まで使用可能にする対応を取っています。従来の健康保険証を引き続き発行しておけば、このような混乱は起こりません。保険証を任意のはずのマイナ保険証に原則一本化することは、皆保険制度のはずの医療制度を揺るがす大きな問題です。高齢者だけでなく、全世代で保険料の負担は既に重くなっています。不公平税制を改め、税の使い方を正すしか解決策はありません。

貴連合議会におかれましては、特に高齢者の生活実態、医療への受診実態を踏まえた議論が必要です。

内閣府の高齢社会白書では、8割以上の高齢者にゆとりがない生活を送っていることが浮き彫りになりました。

今後の経済生活で必要な支援の優先順位は、医療費補助、健康診断の無料化など、医療の負担軽減の声が87.5%と一番に上がっています。

全国保険医団体連合会や全日本民主医療機関連合会の調査でも、医療費の負担増の影響や高齢者の生活困窮が示されていますが、今の議会体制ではこのような情報は出されてきませんでした。

議会のメンバーに一般公募枠を設け、より充実した議論を求めます。

以上の状況を御理解いただき、地方自治法第99条の規定に基づき、また貴広域連合議会として、以下の項目の実施を求めます。

1、出産育児一時金をはじめ、子育て支援制度の財源は、後期高齢者を含めた保険料を引き上げでなく、国庫負担で行うこと。保険料の引き下げができるよう、国庫負担を引き上げることを国に求めること。

2、後期高齢者の医療費窓口負担の軽減を国に求めること。

3、マイナ保険証保有の有無や、その他の条件を求めることなく、紙の資格確認書の一律発行を継続すること。

4、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の加入者である高齢者の生活実態、制度への意見を反映させるため、一般公募枠を求めること。

以上であります。

議員各位の賛同をお願いして、趣旨説明とさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

(吉田議員 降壇)

○議長（溝田 康人） 次に、請願第1号に対する執行機関の説明を求めます。

山根事務局長。

(山根事務局長 登壇)

○事務局長（山根 拓生） 請願第1号「後期高齢者医療保険制度を、被保険者が利用持続可能な制度とするための請願書」について御説明申し上げます。

まず、請願事項1点目は、出産育児一時金をはじめ、子育て支援制度の財源は、後期高齢者を含めた保険料引き上げでなく、国庫負担で行うこと。保険料の引き下げができるよう、国庫負担を引き上げることを国に求めることとございます。

保険料率改定に当たりましては、その保険料率は、被保険者数、医療給付費の動向、後期高齢者負担率、被保険者の所得状況などの様々な要素によって決まってまいります。

制度施行以降、医療給付費は上昇傾向にあり、さらなる高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、今後も医療給付費は伸びる見込みでございます。

加えて、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和5年5月19日に公布され、令和6年度か

ら後期高齢者医療制度においても、出産育児一時金にかかる費用の一部を支援する仕組みが導入されることとなりました。

また、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年6月12日に公布され、児童手当等の子ども・子育て施策の費用の一部に充てるため、後期高齢者医療制度を含む医療保険者は、医療分の保険料と合わせて、子ども・子育て支援金の保険料を徴収し、国に納付することが義務づけられました。出産育児一時金及び子ども・子育て支援金についての財源は、原則として保険料のみで賄うこととされていることから、当広域連合におきましても、令和8・9年度保険料率算定に組み込むこととしております。

なお、国に対しましては、全世代型社会保障制度改革を進めるに当たり、近年の物価高騰が続く中、子ども・子育て支援金制度の導入など、被保険者である高齢者にとって、今後負担が増大することが懸念されることから、広域連合や関係団体等の意見を十分聴取の上、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した保険財政運営ができるよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、定率国庫負担割合の増加等、国の財政支援を拡充することを要望しており、今後も引き続き、同様の要望を行ってまいりたいと考えてございます。

次に、請願事項2点目は、後期高齢者の医療費窓口負担の軽減を国に求めることとございます。

国においては、医療保険制度の見直し等に当たり、有識者や医療保険者のほか、被保険者の代表などの委員で構成された社会保障審議会医療保険部会での議論や意見等を踏まえ検討されております。

高齢者の医療費窓口負担につきましても、同医療保険部会において、少子高齢化が進み、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を維持していくため、医療費窓口負担に関する年齢によらない真に公平な応能負担の実現の観点から、一定の負担能力がある方につい

では、可能な範囲で御負担いただくことなどの検討がなされているものと認識してございます。

当広域連合といたしましても、このような国における検討状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、請願事項3点目は、マイナ保険証保有の有無やその他条件を設けることなく、紙の資格確認書の一律発行を継続することとさせていただきます。

令和5年6月9日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」等により、令和6年12月2日から、従来の被保険者証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証をお持ちの方は資格情報のお知らせ、マイナ保険証をお持ちでない方は資格確認書を交付することになりました。

ただし、後期高齢者におきましては、令和8年8月の年次更新までの間の暫定的な運用が示され、令和7年8月の年次更新においては、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、全被保険者に資格確認書を職権で交付しているところでございます。

令和8年8月以降につきましては、令和8年1月27日に国から資格確認書の職権交付に係る取扱いが示され、現在のマイナ保険証をめぐる状況や、高齢者にとってマイナ保険証の利用による薬剤情報の閲覧、救急現場での活用、高額療養費の手続の省略など、メリットが大きいことから、後期高齢者医療制度におきましても、マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行を進める観点等により、保有状況にかかわらず一律に資格確認書を職権交付する暫定的な運用を見直すこととし、85歳以上の被保険者については、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を職権交付する一方で、84歳以下の被保険者については、マイナ保険証の利用状況が一定の条件に当てはまる場合には、資格確認書の職権交付をしないという取扱いが示されたところでございます。

現在、本通知を基に、広域連合の状況等を踏まえ、また被保険者や市町にと  
ってできるだけ分かりやすい仕組みとなるよう対応を検討しているところでご  
ざいます。

当広域連合といたしましては、マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な  
移行に向け、引き続き、マイナ保険証の利用促進に努めてまいりたいと考えて  
おります。

最後に、請願事項4点目は、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会に、加入者  
である高齢者の生活実態、制度への意見を反映させるため、一般公募枠を設け  
ることをございます。

当広域連合議員につきましては、「兵庫県後期高齢者医療広域連合規約」第  
7条第2項に、広域連合議員は、関係市町の長、副市町長、または議会の議員  
により組織すると規定し、また、同規約第8条第1項に基づき、関係市町のす  
べての議会において、当該関係市町の長、副市町長、または議会の議員のうち  
から1人を選挙により選出いただいているところをございます。

このように当広域連合におきましては、どの市町にお住まいの方でも、住民  
により身近なお住まいの市町の議会において選挙で選ばれた広域連合議員を通  
じ、高齢者の生活実態等を踏まえた後期高齢者医療制度への意見を反映させる  
ことができるようになっております。

以上、請願第1号について御説明申し上げました。

(山根事務局長 降壇)

○議長（溝田 康人） 紹介議員の趣旨説明及び執行機関の説明は終わしま  
した。

本件について、他に発言の通告はありませんので、これより、お諮りいたし  
ます。

請願第1号を採択することに賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

○議長（溝田 康人） ありがとうございます。

起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択と決定いたしました。

次に、日程第10「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、これを許可いたします。

24番、南あわじ市・吉田議員、自席で御発言願います。

○議員（吉田 良子） それでは、一般質問をさせていただきます。

安心して医療が受診できる環境と医療機関での受入状況についての質問となります。

先ほど請願でも出されておりましたマイナ保険証について、質問させていただきます。

まず、後期高齢者のマイナ保険証所有者数と資格確認書の発行状況についてお伺いいたします。

次に、医療機関でのマイナ保険証での受診率、また使用率についてどのように把握しているかお伺いいたします。

続きまして、マイナ保険証を医療機関で使った場合の不具合やトラブルなどについてどのように把握されているかお伺いいたします。

続きまして、マイナ保険証を持たない方への対応として、基本的には紙の保険証の継続交付が必要と考えておりますが、資格確認書の交付ということも一つの方法かと思えます。

このことについて先ほどの説明では、85歳以上の方は、資格確認書を交付し、75歳以上84歳以下の方は、一定の条件を満たせば配付するという内容であったと思えます。この、一定の条件というのはどのような条件を指しているのかお伺いいたします。

次に、後期高齢者医療制度における保険料負担が大幅に引き上げとなりますが、医療費においても増加する高齢者が増える可能性があります。

その結果として、保険料に跳ね返ってくる仕組みや負担割合が引き上げられていく状況では、高齢者の生活が成り立たないような状況であります。

先ほど御説明がありましたとおり、後期高齢者医療制度の保険料は、48対52という負担割合の枠組みの中で運用されており、なかなか解決策が見えない部分もありますが、国に対して応能負担と応益負担の割合の見直すよう考えていただきたいと思います。その点についてお伺いいたします。

○議長（溝田 康人） 高武資格保険料課長。

○資格保険料課長（高武 信司） 私のほうから、マイナ保険証に係る御質問に順次回答を申し上げます。

まず、マイナンバーカードの保有状況についてでございますが、厚生労働省からの資料によりますと、年齢区分別の保有状況は公表されておられませんので、後期高齢者の保有状況は把握できておりませんが、兵庫県下の全人口におけるマイナンバーカードの保有枚数は、令和8年1月末現在、439万6,959枚で保有率は81.5%となっております。

次に、資格確認書の発行状況についてでございますが、令和8年7月末までは、後期高齢者医療制度の被保険者全員にお一人につき1枚、後期高齢者医療資格確認書を交付いたしております。

次に、医療機関でのマイナ保険証の利用状況についてでございますが、厚生労働省からの資料によりますと、当広域連合における令和7年8月診療分の医療機関でのマイナ保険証受診率は35.9%となっております。

次に、マイナ保険証の不具合やトラブルの把握についてでございますが、マイナ保険証におきまして、資格確認ができない等の事例につきましては、ごくまれに医療機関から問い合わせを受けております。

個別に確認を行いました結果、広域連合からは正確な資格情報をオンライン資格確認システムへ適切に送信していることを確認しており、現在のところ、不具合の多くは、医療機関側の操作方法やシステム環境等に起因しているものと考えております。

最後に、今後のマイナ保険証を所持しない方への対応についてでございます。

令和8年8月の年次更新までの間は、国から暫定的な運用が示されまして、後期高齢者医療制度の全被保険者に対しまして、職権により、お一人につき1枚資格確認書を交付しております。この資格確認書を医療機関等に提示いただくことで、これまでと同様に保険診療を受けることができます。また、令和8年8月以降の取扱いにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、国から資格確認書の職権交付に係る取扱いが示され、現在、当広域連合の状況等を踏まえ、また被保険者や市町にとってできるだけ分かりやすい仕組みとなるよう対応を検討しているところでございます。

また、国から示された84歳以下の方に職権交付しない条件つきましては、直近1年間にマイナ保険証の利用が6回以上、かつ、おおむね直近3か月以内に利用実績がある場合となっております。

以上でございます。

○議長（溝田 康人） 山根事務局長。

○事務局長（山根 拓生） 私からは、高齢者医療制度の負担軽減、高齢者への負担が今後さらに増えていくのではないかという懸念、そして解決策が見えない中で、医療の応益負担及び応能負担の在り方も検討すべきではないかという御質問に対してお答えを申し上げます。

当広域連合におきましては国に対しまして、物価高騰が続く中で、子ども・子育て支援金制度の導入など、被保険者である高齢者に今後負担が増大することが懸念されることから、国の財政支援の拡充、具体的には定率国庫負担割合

の増加等を要望してございます。

厚生労働省からは、定率国庫負担割合の増加は非常に困難という回答をいただいておりますが、今後も引き続き粘り強く要望をしていく予定でございます。

次に、均等割と所得割の負担割合の見直しにつきましては、繰り返しになりますが、兵庫県後期高齢者医療制度だけの問題ではなく、全国的な課題であると考えてございます。

この全国的な課題の中で具体的に今後、後期高齢者医療制度をどのように運用していくかについては、国において判断されるものと考えてございます。

当広域連合としましても国の動向等について、引き続き注視してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（溝田 康人） 再質問はございませんか。

24番、南あわじ市・吉田議員。

○議員（吉田 良子） まず、マイナンバーカードの保有率と資格確認書の発行についてですが、高齢者の方の中には、マイナンバーカードを取得されていない方が一定数おられます。マイナンバーカードの取得は現在も任意であり、様々な理由から取得されない方もいるというのが現実であります。

先ほどの説明にもありましたとおり、マイナ保険証を用いて医療機関を受診されている方は35.9%にとどまっております。このように利用率が少ない状況の中では、資格確認書を用いて受診するというようなケースが多くなっているのではないかと考えられますが、そのことについて改めて御答弁をお願いしたいと思います。

また、マイナ保険証の不具合やトラブルの把握及び認識についてですが、ごくまれに医療機関から問い合わせを受けておるという回答がありました。

しかし、兵庫県保険医協会が577の病院、診療機関で調査をした結果を確認いたしましたところ、マイナ保険証のトラブルが367件程度発生しているということでした。

電子証明書の期限切れ等による不具合について、電子証明書は有効期間が5年間であり、期限を過ぎると利用できなくなります。そのため、期限切れ等の理由により資格確認書での確認をして受診されるということが生じているようです。

ごくまれと認識するのは、少し違うのではないかと思います。その点について改めて御答弁をいただきたいと思います。

また、昨年秋からはスマートフォン版のマイナ保険証も発行され、若い世代を中心にスマホと紐づけて健康保険証として利用できるようになっていて、新聞の報道で確認しました。しかし、高齢者の方々には、なかなか利用拡大が進まないという話もあります。

そのような中で、資格確認書の発行にはある一定の条件があるとの説明がありました。

先ほども申し上げましたとおり、マイナンバーカードの取得は任意であり、強制ではありません。

そうした状況で、一定条件から外れた方が今後、医療機関を受診する際、どのような対応になるのか、また場合によっては窓口で10割負担になるではないかという心配が生じてくるわけです。このように、一定の条件を設けるということはいかかなものかと思います。

その点について、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（溝田 康人） 山根事務局長。

○事務局長（山根 拓生） まず、はじめにマイナ保険証の不具合やトラブルの状況についてでございます。

先ほど申し上げましたとおり、当広域連合に医療機関から確認の連絡が入るケースは月1件あるかどうかという程度です。先ほど御紹介いただきました兵庫県下での調査結果の件数、367件程であれば、1日1件あるかどうかという規模であり、実際、市町にお問い合わせいただき対応しているものと思っております。

先ほど申し上げましたのは、当広域連合に直接、御連絡いただいている問い合わせは月に1件あるかないかであり、ごくまれということをご説明させていただきました。

また、市町から当広域連合への問い合わせについても、ほとんど受けていないというのが実態でございます。

次に、マイナンバーカードを持っておられない方、あるいはマイナンバーカードは持っていますがマイナ保険証の手続きをされていない方への対応につきましては、現行では、デジタル庁の方針に基づき、当面の間は資格確認書を職権で交付することとなっております。もちろん、将来にわたってどのように変化するかは現段階で確約することはできませんが、現状においては議員が御心配されているような不利益が生じるという状況にはならないと考えてございます。

以上でございます。

○議長（溝田 康人） 再質問はございませんか。

○議員（吉田 良子） 再度確認させていただきたいと思います。

8月からの資格確認書の発行について、マイナンバーカードを持っていてもマイナ保険証の手続きをしていない方もおられますが、全員に対して職権で資格確認書を発行するという理解でよろしいのでしょうか。

先ほど一定条件というご説明がありましたが、その点が私自身、十分理解できておらず申し訳ございません、再度回答をお願いしたいと思います。

また、マイナ保険証の不具合やトラブルについてですが、実際に市民の方が広域連合まで直接電話をかけるというケースは少ないのではないかと考えます。実際には、地元の市役所や町役場に行く方もいるでしょうし、医療機関でトラブルが起きても、市町にまで声が届かない場合もあるかと思えます。

だからこそ、医療機関などの実態を調査していただき、そのうえでどのように解決していくのかという点まで踏み込んでいただきたいと思っております。

国への要請については、しっかりと行っていくとの答弁でしたが、現実にはなかなか国が動かないという場面もあります。それでも粘り強くお願いしたいという思いを申し上げ、答弁をお願いいたします。

○議長（溝田 康人） 山根事務局長。

○事務局長（山根 拓生） 答弁の順番が前後いたしますが、まず、マイナ保険証の不具合やトラブルについてでございます。

先ほども申し上げましたとおり、被保険者の方からの問い合わせよりも、医療機関から、マイナ保険証が読み込めないという内容の問い合わせが圧倒的に多い状況でございます。

冒頭に御説明したように、議員も御承知のとおり、マイナ保険証は後期高齢者医療制度に限ったものではなく、国全体として紙の健康保険証を無くし、マイナ保険証もしくは資格確認書へ移行することは法律で決まっているという状況でございます。そのため、その点につきましては御理解いただければと思います。

次に、令和8年8月以降の資格確認書の取扱いについて、説明が不十分であり申し訳ございません。

まず国からの通知は2点に分かれております。

1つは、85歳以上の方については、マイナ保険証の所持の有無にかかわらず、全員に職権で交付する。

2つ目は、75歳以上85歳未満の方については、原則として、直近1年間のマイナ保険証の利用回数が6回以上あり、かつ直近3か月以内に利用実績がある場合については職権交付をしない、という方針を示されおります。

ただし、これは、このとおりにしなければならないというものではございませんで、国としての考え方を示したものでございます。そのため、この国の通知どおりの対応が行われるところもあれば、行わないところもあるかもしれません。

この通知を基に、当広域連合での8月以降の資格確認書の取扱いについては、現在、鋭意検討しておるところでございます。

また、前提となるマイナ保険証の取扱いについては、総務省・デジタル庁の考え方によりますと、マイナ保険証を持っていない、あるいはマイナンバーカードを持っていない方々への保険証に代わる対応としては、当面の間は保険者が資格確認書を職権で交付することになってございます。

したがって、保険証に代わるものがないことを理由に、保険診療を受けられないという状況にはならないと考えてございます。

以上です。

○議長（溝田 康人） 質問は終わりました。

次に、日程第11「議会運営委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例」第3条の規定により、議長において、3番、尼崎市・吹野議員、21番、丹波篠山市・堀井議員、24番、南あわじ市・吉田議員、27番、宍粟市・富田議員、33番、播磨町・平野議員、以上5名を指名いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（溝田 康人） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5名の議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、日程第12「副議長の辞職」を議題といたします。

本件は、近藤議員から副議長の辞職願が提出されましたので、お諮りするものでございます。

お諮りいたします。

近藤議員の副議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（溝田 康人） 御異議なしと認めます。

よって、近藤議員の副議長辞職は許可されました。

次に、日程第13「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（溝田 康人） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（溝田 康人） 御異議なしと認めます。

よって、議長において、副議長に37番、太子町・榮藤議員を指名いたします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（溝田 康人） 御異議なしと認めます。

よって、榮藤議員が副議長に当選されました。

本席から当選の告知をし、副議長就任の御挨拶をお願いいたします。

(榮藤議員 登壇)

○副議長（榮藤 雅雄） ただいま皆様方の御推挙をいただき、広域連合議会副議長に就任することとなりました、太子町の榮藤でございます。議長を補佐し、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。

御指導・御鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

(榮藤議員 降壇)

○議長（溝田 康人） 御挨拶は終わりました。

ここで議事の都合により、副議長と交代をいたします。

○副議長（榮藤 雅雄） 次に、日程第14「議長の辞職」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、12番・溝田議員の退席を求めます。

(溝田議員 退場)

○副議長（榮藤 雅雄） 本件は、溝田議員から議長の辞職願が提出されましたので、お諮りするものでございます。

お諮りいたします。

溝田議員の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（榮藤 雅雄） 御異議なしと認めます。

よって、溝田議員の議長辞職は許可されました。

退席中の溝田議員の入場を許可いたします。

(溝田議員 入場)

○副議長(榮藤 雅雄) 溝田議員から御挨拶があります。

(溝田議員 登壇)

○議員(溝田 康人) 議長退任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

私は昨年の2月12日に広域連合議会議長に就任いたしました。その間、議員各位には、格段の御理解と御協力を賜りましたこと、心より御礼を申し上げます。

簡単ではございますが、退任の挨拶とさせていただきます。

大変よい経験をさせていただきました。

ありがとうございました。

(溝田議員 降壇)

○副議長(榮藤 雅雄) 次に、日程第15「議長の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(榮藤 雅雄) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(榮藤 雅雄) 御異議なしと認めます。

よって副議長において、議長に、1番、神戸市・今西議員を指名いたします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(榮藤 雅雄) 御異議なしと認めます。

よって、今西議員が議長に当選されました。

本席から当選の告知をし、議長就任の御挨拶をお願いいたします。

(今西議員 登壇)

○議長(今西 正男) ただいま皆様方の御推挙をいただき、広域連合議長に就任をすることになりました、神戸市の今西でございます。皆様方の御協力をいただきまして、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。

議員各位の御指導・御鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

(今西議員 降壇)

○副議長(榮藤 雅雄) 御挨拶は終わりました。

この際、議長と交代いたします。

御協力ありがとうございました。

○議長(今西 正男) 次に、日程第16、同意第2号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、23番、丹波市・細見正敏議員の退場を求めます。

(細見議員 退場)

○議長(今西 正男) 提案理由の説明を求めます。

酒井広域連合長。

(酒井広域連合長 登壇)

○広域連合長(酒井 隆明) それでは、ただいま上程されました同意第2号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」について、御説明申し

上げます。

提出議案の45ページをお開きください。

本件は、令和7年第1回広域連合議会定例会で選任いただきました、22番、養父市・谷垣満議員から、本日付で監査委員を辞職したい旨の願い出が提出され、これを承認いたしましたので、後任として、広域連合議員のうちから選任する監査委員として、23番、丹波市・細見正敏議員を選任いたしたく、「兵庫県後期高齢者医療広域連合規約」第16条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

何とぞ御審議をいただきまして、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

(酒井広域連合長 降壇)

○議長(今西 正男) 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

本件について、同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今西 正男) 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

退場中の細見議員の入場を許可いたします。

(細見議員 入場)

○議長(今西 正男) 以上で、本定例会に上程されました案件は全て終了いたしました。

議員各位におかれましては、終始熱心に御審議を賜り、また、議事進行に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

広域連合長より御挨拶があります。

酒井広域連合長。

(酒井広域連合長 登壇)

○広域連合長(酒井 隆明) 議員の皆様には、大変長時間にわたりまして慎重に御審議、御賛同をいただきましてありがとうございました。

また、熱心な御意見や御質問も賜りありがとうございました。

今後に反映できるように努めていきたいと思っております。

前議長の溝田議員には、お世話になりました。

また、新しく今西議長よろしくお願ひ申し上げます。

今後とも全国の広域連合や県内の市町と協力しまして、この後期高齢者医療制度の安定的な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様には、より一層のご支援ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

まだまだ寒い日が続きますが、それぞれ市町のリーダーとして、御健勝で活躍をよろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございました。

(酒井広域連合長 降壇)

○議長(今西 正男) 御挨拶は終わりました。

これをもちまして、令和8年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後3時47分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

議 長 溝 田 康 人

署名議員 今 西 正 男

署名議員 藤 田 浩 之